○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県廿日市市吉和字大向女鹿平五六六、五七一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大向女鹿平五六六（次の図に示す部分に限る。）、五七一の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字幸神一一三八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一三八の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県久慈市・下閉伊郡岩泉町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁並びに久慈市役所及び岩泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町伊香保字榛原五八八の一三（次の図に示す部分に限る。）、伊香保町湯中子字西沢九九二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町伊香保字榛原五八八の一三（次の図に示す部分に限る。）、伊香保町湯中子字西沢九九二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字割石東山乙一六二四の三六・乙一六二四の三七・乙一六二四の三九・乙一六二四の四一・乙一六二四の四五・乙一六二四の四七から乙一六二四の四九まで・字三本松乙一六三六の一一五・乙一六三六の二〇九から乙一六三六の二一二まで（以上十三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県度会郡南伊勢町伊勢路字横枕一〇八四の四、一〇八四の一〇から一〇八四の一二まで、一〇八四の六（次の図に示す部分に限る。）、字トビヤ谷三三四九の六、三三四九の九、字木挽小屋三三五〇の一から三三五〇の七まで、字シモサ谷三三五一の一から三三五一の二五まで、字ミヨウシ谷三三五四の一から三三五四の一八まで、字セト谷三三五五の一・三三五五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三五五の三から三三五五の一一まで、字カツレカキ谷三四五五の一一・三四五五の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字稲石三四四四の一、三四四四の二、迫間浦字福浦七五三（次の図に示す部分に限る。）、五ケ所浦字アンノ上一一〇九、字近衛廣二一三五の二（次の図に示す部分に限る。）、二一三五の四、二一三五の五、字福ケ谷三七二七、三七二七の一、三七三〇の一、三七三二、三七三五から三七三八まで、三七四一、三七四二、字ビンズリ三七四八の二七、三七四八の三三、切原字カイツキヤ二〇二五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横枕一〇八四の四・一〇八四の六・一〇八四の一〇・一〇八四の一二・字近衛廣二一三五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年六月十四日農林水産省告示第八百七十号